

二十分間防火設備の構造方法を定める告示案について(概要)

1. 背景

現行、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の7第1項においては、法第64条の規定については緩和の対象とされておらず、法第64条の規定について既存不適格となっている建築物は、増築等に際し現行の基準に適合するよう準遮炎性能を有する防火設備の設置が求められているところである。

一方で、平成30年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行により法第64条は削除されるが、削除前の法第64条の規定について既存不適格となっている建築物（＝準遮炎性能を有する防火設備が設けられていない建築物）については、改正後も引き続き増築等に際し現行基準への適合を求めることとするため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）を改正し、令第137条の10等において、遡及適用を受けない増築等の範囲として、増築等に係る部分及び増築等に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に二十分間防火設備[※]の設置を定めることとする予定であり、当該二十分間防火設備の構造方法を定める告示を新設する必要がある。

(※) 二十分間防火設備とは、令第109条に規定する防火設備であって、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。（現行の法第64条の規定に基づく準遮炎性能を有する防火設備と同一のもの。）

2. 告示案の概要

二十分間防火設備の構造方法は以下のとおりとする。

- ・法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
- ・法第27条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。
- ・建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さない防火設備として、改正法による改正後の法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和元年6月中旬

施行：令和元年6月下旬